

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

1. 地域の災害リスク

(1) 地域の概要・西伊豆町商工会の管轄区域

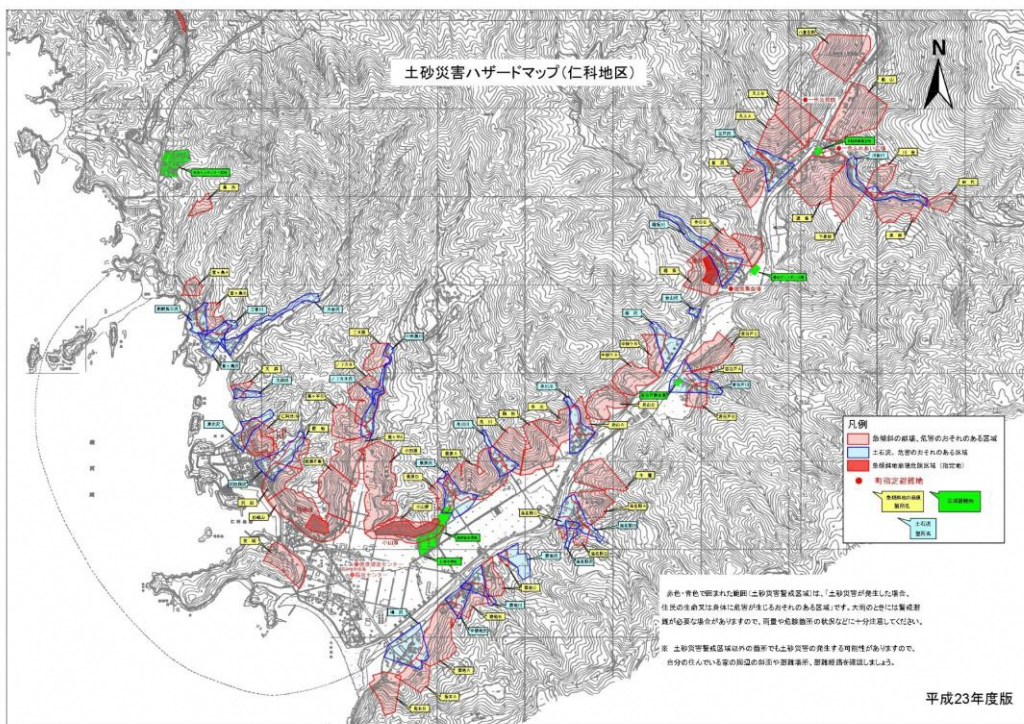
本町は、平成17年4月1日に旧西伊豆町と旧賀茂村の合併により誕生した。静岡県東部、伊豆半島西海岸のほぼ中央に位置し、西側は駿河湾に、東側は急峻な山並みの天城山系が連なり、北と南にその支脈が海岸まで迫っている。北は伊豆市、南は松崎町、東は河津町に接し、東西約12.5km、南北に約12kmで面積は105.54km²の町域である。このうち76.8%が山林で宅地は1.5%となっている。

陸上交通は、町内に鉄道がなく、道路は国道136号が、北は三島・伊豆市方面へ、南は松崎町へと海岸線を通っており、大きな役割を果たしている。主な他の路線として、町の東西を結ぶ主要地方道伊東西伊豆線、一般県道仁科峠宇久須線となっている。西伊豆町商工会は町全域を管轄区域とし、本所は西伊豆町役場周辺の仁科地区に位置している。

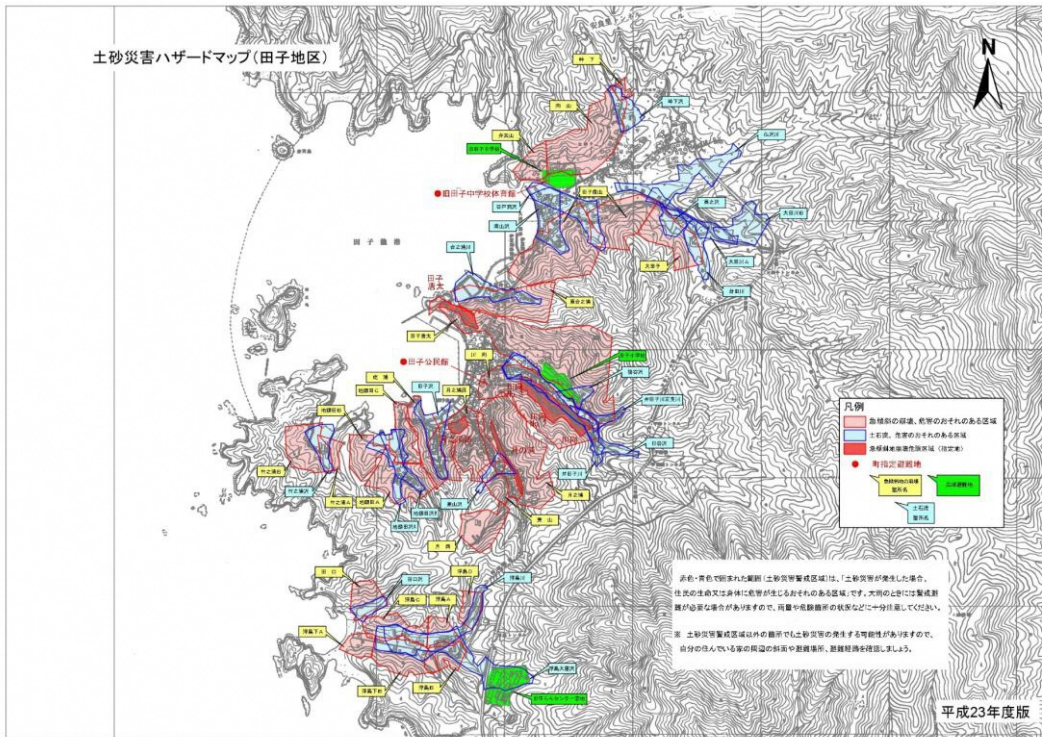


(2) 想定される地域の災害リスク

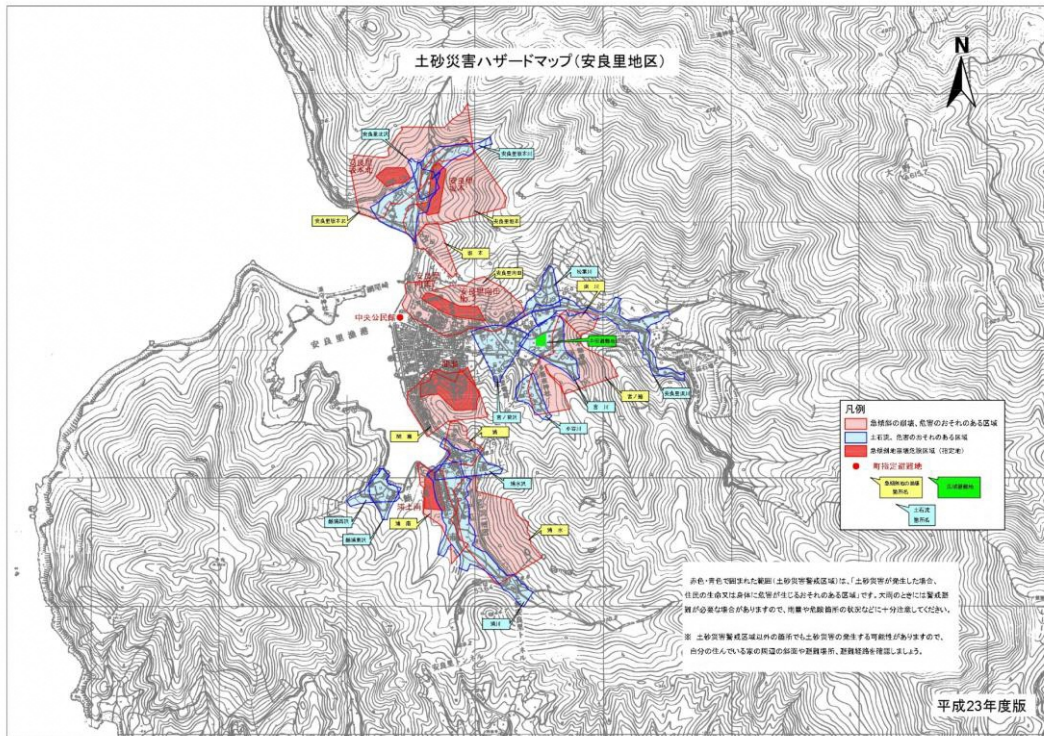
【仁科地区】



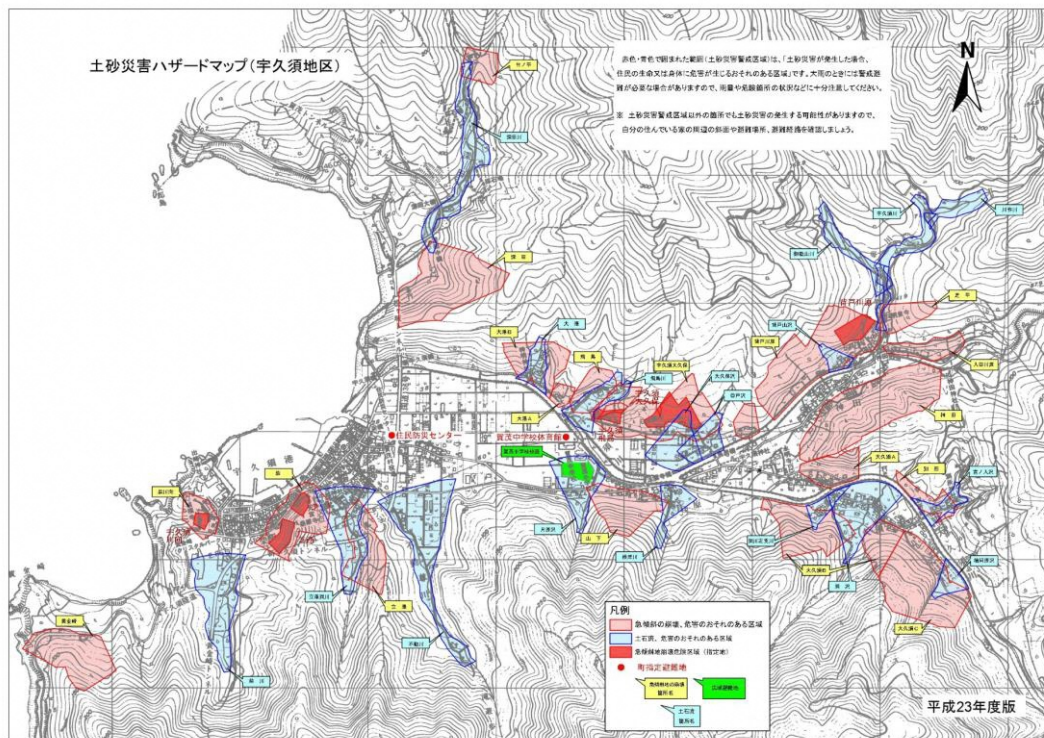
【田子地区】



【安良里地区】



【宇久須地区】



(洪水:ハザードマップ)

県が作成した浸水想定区域等は、二級河川の仁科川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる概ね 50 年に 1 回程度起こる大雨により仁科川が氾濫した場合を想定しており、役場及び当会並びに主要な商業施設が立地する市街地の大半において、0.5m~3mの浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、町内に 231 箇所の土砂災害警戒区域があり、多くの住宅がこの区域にある。

(地震、津波:静岡県第4次地震被害想定)

平成 25 年 6 月に公表された静岡県第 4 次地震被害想定によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合の本町におけるレベル 2 での最大津波高は 15m、津波浸水区域面積は 2.5k m²、津波による死者数は全人口の半数以上に当たる約 4,300 人と想定される。沿岸部に位置する仁科地区及び宇久須地区では、津波避難困難区域が存在する。

(災害史)

地震災害は近年では昭和 49 年 5 月の伊豆半島沖地震、昭和 53 年 1 月の伊豆大島近海地震により被害が発生している。

豪雨災害では平成 25 年 7 月 17 日から 18 日にかけて大雨の土砂災害により、幹線道路である国道 136 号線は土砂の流出や冠水によって通行止めとなり、町道 7 路線 7 箇所、林道 8 路線 11 箇所、農道 2 路線 2 箇所ですり崩れや崖崩れ、土砂流出、路肩の決壊や路面の洗掘などの被害が発生した。河川においては、二級河川で 2 河川 4 箇所、準用河川で 3 河川 4 箇所、普通河川では 14 河川 15 箇所において護岸決壊、土石流、埋塞、河床洗掘などの被害を受けた。また、公共施設も含め町内 93 棟で床上浸水、426 棟で床下浸水、全壊・半壊・一部破損などの建物被害は 50 棟に及んだ。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症の流行開始から3年以上が経過し、感染は縮小と拡大を繰り返していたが、感染症法上2類から5類へ位置づけが行われ徐々に収束する兆しが見えてきた。観光関連事業が主体である当町は、今後も感染症への対策を行いながらの経済活動を実施する。

2. 商工業者の状況

令和4年3月末における商工業者数は下記の通りである。

商工業者数

商工業者の業種別内訳							
建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービス 業	その他	合計
74	41	11	66	92	107	41	432

※定款会員になり得る事業所 25 特別会員 28 計 53 は除く

会員数

区分	商工業者の業種別内訳							
	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービス 業	その他	合計
個人	36	13	5	35	56	49	19	213
法人	30	18	3	16	13	23	9	112
合計	66	31	8	51	69	72	28	325

※定款会員 13 特別会員 28 計 41 は除く

小規模事業者

小規模事業者数	うち小企業者数	組織率
398	368	75.2%

地区別会員数

仁科地区	田子地区	宇久須地区	安良里地区	地区外	合計
168	78	61	41	18	366

※定款会員のうち委託団体 4 は地区外に含む

当町は若年層の町外への流出に伴う人口減少により高齢化が進み、高齢化率が県内ワースト1位となっている。これにより廃業する小規模事業者が増加し企業の減少、地域経済の縮小が最大の課題となっている。

商工業者会員の内訳は、特別会員・定款会員を除き個人事業主が65.5%と小規模事業者が大半を占めている。業種別ではサービス業が22.1%、飲食店・宿泊業が21.2%、建設業が20.3%、その他36.3%となっている。地区別では役場やスーパーマーケット、ドラッグストアが集積している仁科地区が45.9%と多く、続いて田子地区21.3%、宇久須地区16.6%、その他16.1%となっている。また、商工会員の大半が地震による津波浸水地域に立地している。

3. これまでの取組

(1) 当町の取組

- ・西伊豆町地域防災計画の策定（平成31年1月、令和3年1月変更）、防災訓練の実施
毎年3月第一日曜日津波避難訓練、9月1日総合防災訓練、12月第一日曜日地域防災訓練を実施し、防災体制を強化し防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図っている。
仁科地区及び安良里地区に津波避難タワーを建設、今後も津波避難困難地域に建設する予定となっている。
- ・防災、感染症対策備品の備蓄
町内地域を5つのブロックに分けて、ブロックごとに自主防災会の会長や防災委員、消防団員、警察、医師、社会福祉協議会、災害ボランティアなどが参加し、課題や問題点について話し合い、地震と津波のリスクに対しては、避難場所の見直しや設置、避難ルートの設定、個別避難計画を作成し水害・土砂災害のリスクに対しては、地区防災マップの作成、命を守るハザードマップの作成などを行い町全体の防災意識（防災力）の向上につなげる取り組みをしている。
- ・西伊豆町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
新型コロナウイルス感染症対策本部の設置、運営及び状況に応じた対策を実施した。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき飲食店等の営業時間短縮、酒類等の停止を要請し、要請に応じた事業所へ協力金の支給を行った。
また、新型コロナウイルス感染症に罹患し休業した事業所に対し支援金を交付し事業支援を行った。

(2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
チラシの配布、巡回時に関連資料による防災知識、対策の周知・啓蒙を図っている。
- ・事業者向けBCP策定支援
策定セミナーの開催、個別相談会を実施している。
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
商工会連合会ではあいおいニッセイ同和損保(株)等保険会社他数社と業務提携し、各災害に対する情報提供を行い必要な保険の加入を促進し、事業者のリスクマネジメントを実施している。
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
災害時必要な備品及び非常食等を再確認し、早急に備蓄を行っていく。
- ・西伊豆町が実施する防災訓練への参加及び協力
各職員の居住地区開催の訓練に積極的に参加している。
西伊豆町メール配信サービスに登録し西伊豆町の防災関連情報を確認している。

II. 課題

現状では、緊急時の取組について町との防災事業計画と連動した具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、当会では平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分ではない。そのため事業者BCPの策定が進んでいないのが現状であり、専門知識を持った専門家の指導や損保会社等との連携も不十分となっている。

III. 目標

西伊豆町の総合計画及び国土強靱化地域計画に基づき、災害発生時には町と商工会が一体となって経済活動を早期に復旧、復興に向けた取組みを行なっていく。

- ・地区内の事業者に対し、災害リスクや感染症リスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事業者BCPの策定指導及び支援を行う。
- ・BCPの研修会等への職員を積極的に参加させスキルアップを図るとともに、専門家や損保会社との連携による事業者BCPの策定を強化する。
- ・発災時における連絡体制の円滑化を図るため当町と当会の連絡ルート、手段の構築を図る。
- ・発災後早期に復興支援を行えるよう関係機関等の連携と組織内の体制を構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年6月1日～令和10年5月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

・西伊豆町商工会と西伊豆町は、役割分担、体制整備、及び連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・策定中である西伊豆町商工会の事業継続計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に速やかに取り組めるように、当会では自然災害や事故等様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援していく。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(個別対応)

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等総合防災ツール（静岡県防災アプリ）等を利用しながら、事業所の立地する自然災害等のリスクと軽減するための取り組みや事業の休業を想定した水災補償等の損害保険等の加入について説明する。
- ・大規模な地震発生情報（南海トラフ地震臨時情報等）について説明し、情報発表時の防災対応を事前に計画しておくよう求める。
- ・観光地域として、関連業者に土地勘のない顧客の行動リスクに対する計画等の検討を依頼する。

【関連業者に依頼する内容】

- ①町作成の避難勧告等に関するガイドラインに基づく誘導方法
- ②最寄りの一次避難地及び指定避難所の確認、観光客への事前説明及び誘導方法
- ③交通状況の情報入手方法及び伊豆半島西海岸の交通アクセスを踏まえた観光客の帰宅対策
- ④罹災を想定し宿泊施設再建のための保険について確認し付保を検討する

(2) 西伊豆町商工会自身の事業継続計画の作成

事業継続計画は令和5年度内に完成するよう取り組んで行く。

(3) 関係団体等との連携

- ・静岡県商工会連合会及び近隣の商工会と情報交換し連携を図る。
- ・連携損害保険会社と連携して、BCP関連損害保険の周知及び小規模事業者に対する災害リスクの周知を行い、BCP策定支援やセミナー開催等の支援を行う。発災後は被災企業に対する公的支援策の情報提供を行う。

(4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCPの取り組み状況を確認する。
- ・年1回BCPの取り組み状況を確認し、最新情報を提供し見直し等の推進を図る。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、町と連携し連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(6) 感染リスクへの対応

- ・業種別ガイドラインにも続き、感染拡大防止策等について事業者への周知を行う。また、感染症対策を盛り込んだBCPの策定を推進する。
- ・感染症発生時は、情報共有体制と同様に関係機関との連携を図る。
- ・事業者に対してリスクマネジメントとして各種保険（生命保険や傷害保険、休業補償等）を紹介する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災後には人命救助を第一に行なう。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当町と当会で共有する。

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	職員の避難	発災後	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点内の安全エリアの設定 ・町内の避難経路の周知・確認 ・避難所までの経路確認
	職員の安否確認	発災後	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認システムの導入 ・職員の連絡網整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等)
	設備緊急停止方法	発災後	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の設備停止手順の周知・確認
	事務所への対応方法	発災後	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所避難場所の周知、誘導體制の確立
2 非常時の緊急時体制の整備	町長を本部長とした災害対策本部の立ち上げ	発災後 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・設置基準の策定 ・災害対策本部の体制整備等
3 被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況の有無の確認 当該情報の第一報を町、県商工連に報告	発災後 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の確認手順の整理 ・被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等
4 その他	町等の各種調整	発災後随時	

(2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況との把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて 2 者で実施する応急対策の方針を決定する。方針決定は 2 者間で協議し決定する。想定する応急対策の内容は、①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務とし、概ね以下の判断基準とする。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対応の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 30%程度の事業所で停電 ・ 地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な損害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が想定されている地域への連絡が取れない。 ・ 被害が想定されている地域への交通網が遮断され確認が取れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急相談窓口設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務 ③ 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 5%程度の事業所で停電 ・ 地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な損害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急相談窓口の設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものと考え対応する。

被害情報等の共有間隔期間

発生後～1週間	被害が分かり次第、都度状況を共有する
1週間～4週間	1日に2回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

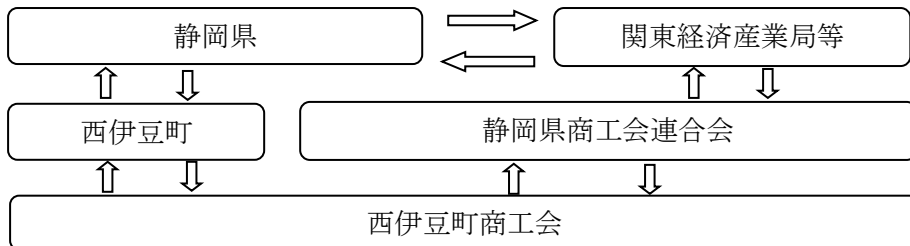
感染症流行の場合は、西伊豆町が設置する感染症対策本部で取りまとめた「感染症対策に対する対処方針」等を踏まえ、事業者がどのような情報を必要としているかの把握に努める。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当商工会と西伊豆町が共有した情報を、県の指定する方法にて県へ速やかに報告する。
- ・ 感染症流行の場合は、国県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法により当会又は当町より県へ報告する。

(1) 指示命令系統・連絡体制図

具体的な取組の企画・実行や目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として法定指導員を選定し、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。



(2) 被害の確認方法・被害額の算定方法

当商工会と西伊豆町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、以下のようにあらかじめ確認しておく。

①被害の確認方法

巡回方法や相談窓口設置のほか、通信インフラが稼働している場合は電話・FAXでも実施する。

②被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シートを定めて2者で共有する。

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	・建物の状況 ・浸水の状況 ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額（千円）	建物、機械設備、製品その他

③被害額の算定の対象

商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

・非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業所、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物付属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅の場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分ごとに把握するものとする。

・商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品、製品、仕掛品、原材料）有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

① 被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業 BCP 策定運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等	事業復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める。 事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業復旧に直接関係しない経費は除く。
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの	
	一部破壊	全壊・半壊に至らない破損窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの	
商工被害	商品・製品・仕掛品・原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める。
	構築物・車両・機械装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な再調達価格を求める。

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積りが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等に把握しても差し支えないものとする。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、西伊豆町と相談する。（西伊豆町商工会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場合において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。確認方法は、巡回訪問や相談窓口によるほか、通信インフラが稼働している場合は電話・FAXでも実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、巡回訪問の他ホームページや説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県や静岡県商工会連合会に相談する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

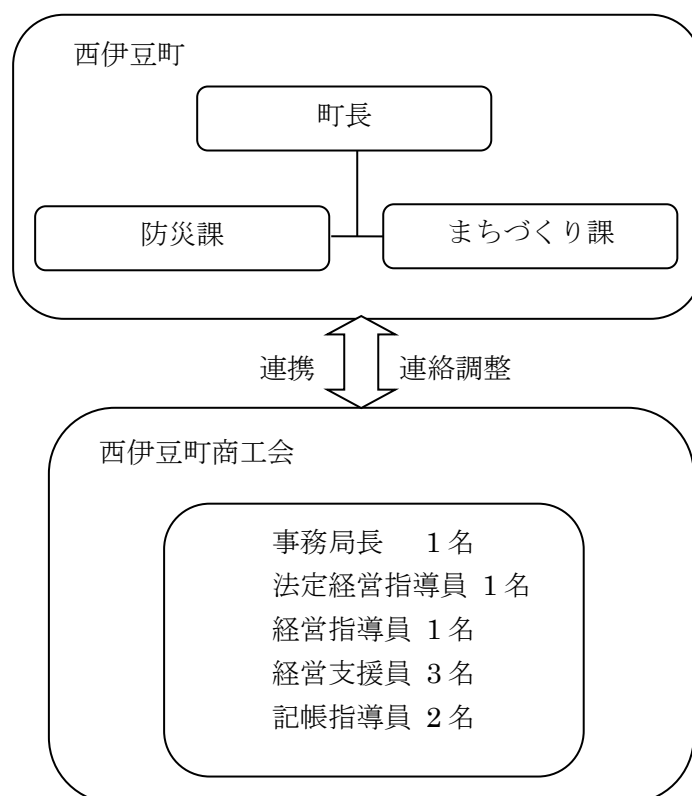
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年3月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：芹沢能成

■連絡先：西伊豆町商工会 TEL. 0558-52-0270

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

・本計画の具体的な取組の企画及び実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し及びフォローアップ（年1回以上）

西伊豆町商工会の法定経営指導員を中心として、本事業の具体的な取組を行うものとし、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所のBCPの策定等推進を経営発達支援事業運営委員会で協議し、目標達成に向けた進捗管理、事業評価・見直し等を行う。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

西伊豆町商工会

本所

〒410-3514 賀茂郡西伊豆町仁科 423-1

TEL. 0558-52-0270 FAX. 0558-52-1502

E-mail u-yake@vcs.wbs.ne.jp

②関係市町村

西伊豆町

西伊豆町役場（防災課）

〒410-3514 賀茂郡西伊豆町仁科 401-1

TEL. 0558-52-1965 FAX. 0558-52-1906

E-mail bousai@town.nishiizu.shizuoka.jp

西伊豆町役場（まちづくり課）

〒410-3514 賀茂郡西伊豆町仁科 401-1

TEL. 0558-52-1966 FAX. 0558-52-1906

E-mail shoukou@town.nishiizu.shizuoka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・専門家派遣費	250	250	250	250	250
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ等制作費	100	100	100	100	100
・防災等対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、町補助金、事業受託費、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損保(株) 伊東支社長 内田行紀 〒414-0022 住所：静岡県伊東市東松原町 16-2 TEL：0557-37-5201
連携して実施する事業の内容
1. 事前対策 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・BCP 関連損害保険の周知 ・BCP 策定セミナーの開催 ・小規模事業者へのBCP 作成支援 2. 復興支援 ・被害状況と照らし合わせた速やかな保険請求手続き支援 ・被災企業に対する公的支援施策等の情報提供
連携して事業を実施する者の役割
・被災後の事業再建及び再建資金の支援 ・被災に伴う資金繰り悪化防止 ・被災に伴う倒産防止及び再建計画支援
連携体制図等
<pre> graph TD A[西伊豆町商工会] <--> 相談 B[小規模事業者] A --> 経営支援 BCP 関連周知 B C[あいおいニッセイ同和損害保険会社] --> 災害リスクの周知 セミナーの開催等 B C --> 職員向け研修開催等 A C --> 連携 A </pre>